

# 「湊地区の給水施設等」

会津若松市議会はこれまで、市民意見を起点とした政策サイクルを意識して議会活動に取り組んできました。

ここでは、その主な事例をいくつかご紹介します。



上空から撮影した湊地区（原地区周辺）

## 湊地区の給水施設整備をより良いものに

きっかけは市民との意見交換会

これまでの市民との意見交換会の記録をさかのぼると、第2回の市民との意見交換会（平成21年2月開催）から、湊地区の水道インフラ整備を望む声が続いてありました。この地域課題は、地区に住む皆さんが長年にわたり水道インフラの改善を望み続けてきたものであり、一方で市も費用や水源等のさまざまな課題について検討してきた経過があります。こうした状況の中、議会は改善を望む地域の皆さんの声を受け、課題解決に向け、協議・検討をすべきと考え、常任委員会とは別に「湊地区水資源問題に係る検討委員会（以下「検討委員会」という。）を平成24年に設置し、地域の皆さんとの意見交換や現地調査を通して現状の把握に努め、課題解決に向けた方向性を整理しました。



検討委員会と湊地区区長会の皆さんとの懇談会（H24.10.18）

議会として市に対し強く要望

検討委員会の設置後、議会は1年の間に計16回の検討委員会を開催し、平成25年6月定例会で「湊地区における給水施設未整備地区の早期解消に関する決議」を全会一致で可決しました。決議は、議員が一丸となり住民の代表である「議会」として行う意思表示であり、市に対し、課題解決に向けた見通しを住民に示し、主体的に取り組むよう、強く要望しました。また、その間、市民との意見交換会も開催され、住

民と議員の間で課題解消に向けた取組に関する進捗や要望などが頻繁にやり取りされました。

課題改善に向け

市では、これまでも湊地区の水の課題に対して調査・検討を行ってききましたが、議会からの決議や地区の区長会からの要望を受け、平成26年5月に「湊地区給水施設等設備計画」を策定しました。この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画で、湊地区において生活用水を安定して確保できるよう、市と地区住民の役割を明確にし、今後の具体的な方針を示しました。

また、計画策定から現在まで、給水施設等の整備や配水管整備について、市は協議・検討を重ね、地域の皆さんの意向を踏まえ、市給水施設等整備費補助金の交付を行っています。

※補助金交付実績  
●市給水施設等整備費補助金活用による湊地区整備

### 継続して議会が実施状況を確認

- 令和3年2月定例会で令和3年度簡易水道会計予算を審査市に対して要望的意見を提出：湊地区における水道施設に関する全庁的な取組について

湊地区における民間の水道施設では、施設の台帳整備がされていないなど、今後の水の安定供給に対する課題が明らかとなった。

ライフラインである水の安定供給は、市全体として取り組まなければならない重要な施策である。この点をいま一度再認識し、簡易水道、生活用水施設を所管する健康福祉部と、技術的な知見を有する上下水道局の連携はもちろんのこと、全庁的な課題であるとの認識のもと、湊地区における水道施設については、引き続き調査、検討を続け、必要な施策をしっかりと講じていくよう要望するものである。

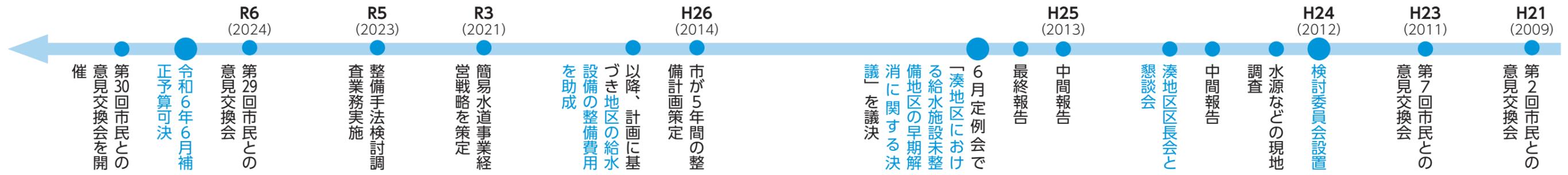
- 令和6年2月定例会議で令和6年度一般会計予算を審査
- 令和6年6月定例会議で令和6年度一般会計補正予算を審査

検討を継続

平成30年に「湊地区給水施設等設備計画」の期間が終了した後も、市民との意

実績：約5億3千4百万円（計画策定後の平成26年〜令和6年3月末の累計）。なお、一部の地区の整備方針が未定であったため集計時点で実績がない地区があります。

見交換会で継続して生活用水の安定供給に関する意見があることや、民営簡易水道施設の市への移管を望む声も上がっていることから、所管する文教厚生委員会を中心に、議会として取り組むべき政策課題として位置づけ、審査しています。湊地区における生活用水等の課題の解消に向け、議会は引き続き取り組んでいきます。



# 「こどもクラブ」

待機児童解消、事業の実施場所の確保



城北こどもクラブで遊ぶ子どもたち (R7.1.23)

こどもクラブは、保護者の仕事などを理由に、日中、家庭で保育ができない小学生を対象に設置され、放課後等の余暇活動等が図られています。市は、こどもクラブの増設などにより、待機児童の解消に向けて取組を進めていきましたが、令和5年度には待機児童が90名を超えるなど、慢性的に待機児童が発生していました。この状況

## こどもクラブの待機児童の解消に向けて

予算決算委員会第2分科会（以下「第2分科会」という。）では、平成29年度から、子どもの居場所づくりに関する調査研究や、質疑を行ってきました。これは、児童館施設の老朽化をはじめ、市の子育て支援センターやこどもクラブの充実が図られていることを理由に、市内に4つあった児童館機能を西七日町児童館へ集約するという市の方針に対し、第2分科会では、子育て支援や子どもたちの健全な育環境の確保に向けた研究が必要であると認識したためです。その中で、一つの課題として、こどもクラブの待機児童の解消が挙げられました。

## 子どもの居場所を研究

**※要望的意見の概要**

令和5年度におけるこどもクラブの利用申し込み状況において、年度当初の待機児童数は92名となっている。令和4年度においても待機児童が発生しており、こどもクラブにおける待機児童の問題は解消されずにきた経過にある。こどもクラブの定員に空きがなく、利用できない状況は、当該児童が放課後等における適切な遊びや生活の場を利用できないということだけでなく、保護者の就労にも影響する大きな問題である。市は、**児童の健全育成に向け、速やかにこどもクラブ事業の実施場所及びこどもクラブ事業の人員を確保し、待機児童を早急に解消することを強く要望するものである。**

令和6年9月定例会議で行われた令和5年度の決算審査では、事業実施場所の確保に向けて、こどもクラブを所管する健康福祉部と学校施設の管理を所管する教育委員会が連携し、学校と協議・調整を行った結果、東山小学校と城北

## 新たな事業実施場所を確保

は、児童が放課後に適切な遊びや生活の場を利用できないだけでなく、保護者の就労にも重大な影響を与える問題と認識し、第2分科会では、令和5年2月定例会議で、こどもクラブの待機児童の早急な解消について、市に**要望的意見**を提出しました。

小学校において、特別教室をこどもクラブに充てることが可能になりました。

また、小学生の居場所だけでなく、中高生の居場所づくりについても、第2分科会は、重要な課題であると認識しています。これまでの質疑の結果、市では、今後、県立病院跡地に整備する施設や新庁舎整備後の市役所栄町第二庁舎で中高生の子どもの居場所を確保する予定となっています。小学生・中高生をはじめとする**全ての子どもたちにとって、安心・安全に過ごせる居場所が確保できるよう、引き続き調査研究等を進めていきます。**

# 「公共交通」

北会津ふれあい号を子どもたちの通学のために使えるようになるまでの経過と議会の継続した取組



## 地域からの要望で実現

北会津地区の一部では、令和2年12月から地域からの要望を受けて地域内交通「北会津ふれあい号」を子どもたちの冬季の通学のために活用しています。

これは、平成30年11月開催の議会と市民との意見交換会における市民意見や保護者からの要望をきっかけに、市や教育委員会、北会津地域づくり委員会、交通事業者が協議を重ね、北会津ふれあい号のルートを変更した上で実現できた取組であり、議会も委員会審査や一般質問をおして実現に向けて提言してきた取組でもあります。

地域住民の中には、地域内交通の通学の利用のさらなる拡充を望む声もあり、予算決算委員会第1分科会では、住民の声を制度に反

## 要望的意見を提出

映できていないか、地域内交通を有効的に活用しているかなど、継続して市の取組を審査しています。

令和4年9月定例会議では、市に対し、地域内交通の活性化のために、教育委員会と協議し、地域の実情に合った地域内交通の活用が図られるよう要望しました。

## 質疑で活用状況等を確認

令和6年9月定例会議では、地域内交通の通学のための活用状況及び利用拡大に向けた検討状況について市へ質疑しました。答弁では、北会津ふれあい号では、近年は1名から2名の児童が利用しており、今後も運行を継続していく

## 今後も地域の声を審査へ反映

今後議会として地域の声を丁寧聞いていくとともに、年々変化する公共交通の在り方について地域の実情に合った地域内交通の活用が図られるよう、**予算審査や決算審査をおして市に提言していきます。**

●左上の写真は、市内で運行するバス。①北会津ふれあい号 ②みなとバス ③河東みなづる号 ④金川町・田園町住民コミュニティバス「さわやか号」

### 平成30年(2018)11月 市民との意見交換会

・北会津地区の保護者からスクールバスについて意見

### 令和元年(2019)6月~10月 北会津地域連携会議

・小学生のスクールバスの要望提案  
・通学支援の方法について検討

### 令和2年(2020)6月~10月 北会津公共交通会議

・通学支援の方法について具体的な運行方法等を協議

### 令和2年(2020)12月

北会津ふれあい号による通学便の運行開始

### 令和4年(2022)9月

令和3年度決算審査で市に要望的意見を提出

### 令和4年(2022)10月

総務委員会による先進地への調査

### 令和6年(2024)9月

・令和5年度の決算審査  
・今後の考え方等の確認

# 「除雪・排雪」

雪対策の課題への取組



市内の除排雪の様子（令和7年撮影）

これまで取り組んできた課題の例

### 課題①：私道の除雪

#### 市民意見

生活に欠かせない私道は、高齢化で除雪が難しいところもあり、市で除雪してほしい。

#### 議会の取組

議会で課題を検討し、平成25年9月の建設委員会の審査で、「私道の実態把握や市道認定の基準の在り方」について要望的意見をとりまとめ、市に提出しました。その後も、予算・決算審査での論点として取り上げながら質疑や調査を進めました。

#### 取組の結果

平成26年10月に市から「私道除雪の実施方針」が示され、要件を満たす私道も市が除雪するようになりました。令和6年度現在においても引き続き要件を満たした私道の除雪が行われています。

### 課題②：市・町内会・除雪業者の情報共有

#### 市民意見

町内会にある道路がどのように除雪されるのかわからない。

#### 議会の取組

市内の全町内会と除雪事業者へのアンケートや、市民との意見交換会等を通じた聞き取り調査を実施しました。調査の結果、除雪前の事業者との打合せが十分でなく、情報の共有ができていない町内会があることが分かり、予算等の審査を通して市に改善を促しました。

#### 取組の結果

令和4年度から、市の指導のもと、除雪事業者と町内会との事前の打合せが徹底されるようになりました。事業者から提出された打合せ結果は、市で活用に向けた検討が行われています。

**雪対策を取り巻く状況**  
雪は観光や農業、酒造りなどで重要な資源となっている一方で、交通や市民生活に大きな影響を及ぼしており、本市では毎年約8億円をかけ除雪などの対策をしています。これまで、議会では市民との意見交換会で寄せられた意見をもとに、雪対策に関する課題解決に向け、左記のとおり様々な取組を進めてきました。

**除排雪の成り手不足の課題**  
近年は異常気象などの影響で降雪の量が不安定になってきていることや、人口減少による除雪車のオペレーター（運転手）の成り手不足など、新たな課題も生じてきています。除雪が必要な道路の総量が変わらない中で、安全な道路通行を確保していくためには、より効率的・効果的な方法で除排雪を行うっていくことが必要です。議会では予算

決算委員会第4分科会を中心に、他自治体の事例の調査や実際に除雪を請け負っている事業者と意見交換などを進め、より効率的な除排雪の方法について研究を進めています。雪対策には、今回紹介したものの以外にも様々な課題がありますが、これからも、市民の皆さんが安心して生活できる雪に強いまちづくりを議会全体で進めていきます。

※参考：令和5年度までの過去10年間の市除雪対策事業費の平均約8億3,122万円

# 「観光」

温泉地域活性化に向けた入湯税の引上げ



アクションプランを基に令和6年8月にリニューアルオープンした芦ノ牧温泉観光案内所「癒し処あがっせ」

**温泉地域の活性化を調査・研究**  
東山温泉及び芦ノ牧温泉は、会津観光の宿泊拠点として長年にわたり多くの観光客に親しまれ、市民にも身近な温泉保養地として気軽に利用されていますが、近年は、両温泉地域ともに老朽化した空き旅館、空き店舗、空き家等が顕在化しており、景観の悪化が温泉地域の魅力を損なう大きな要因となっています。そのため、両温泉観光協会や市等で構成される市温泉地域活性化検討会は、景観対策と温泉街の魅力向上に向けて温泉街が目指すべき方向性などを取りまとめた「会津若松市温泉地域景観創造ビジョン」を令和4年1月に策定し、会津若松市温泉地域景観創造ビジョンアクションプラン（以下「アクションプラン」という。）に基づき事業を展開していますが、その財源確保が大きな課題となっていました。

議会では、令和3年12月に開催した東山及び芦ノ牧温泉観光協会との分野別意見交換会において、「入湯税を見直し、温泉維持や景観整備等に活用できるようにしてもらいたい」との要望を受け、委員会審査や一般質問を通して入湯

税の用途や温泉地域の活性化に対する市の考えについて質してきました。また、産業経済委員会の行政調査においては、日本有数の温泉観光地として知られる熱海市を調査するなど、魅力ある温泉地域づくりの研究を進めてきました。

### 東山・芦ノ牧 両温泉観光協会の陳情を採択

さらに、令和6年2月定例会議において、温泉街における魅力的なまちづくりを官民一体で実現していくため、その財源として入湯税の引上げを行うことなどについて、特段の措置を講じてほしいという主旨の陳情書が東山温泉観光協会と芦ノ牧温泉観光協会の連名で提出され、これを採択しました。これら議会の取組もあり、アクションプランを施行するための財源確保策として令和7年10月から10年間入湯税が引き上げられることとなりました。引上げ分は東山温泉及び芦ノ牧温泉の修景に要する経費に充てられます。

### 今後の展望

魅力ある景観が創造されることで、本市の温泉地への宿泊を目的とする観光客やワーケーション利

### 令和6年2月に温泉地域活性化に向けた入湯税の引き上げに関する陳情を審査

陳情の審査を行った産業経済委員会では、東山及び芦ノ牧温泉観光協会から陳情の趣旨等を聞き、市執行部から入湯税の取扱いなどについて説明を受けました。

また、委員会審査の中で、税を負担する入湯客への影響、想定する引上げ額、入湯税以外の税の活用可能性、他地域の事例などについて議論を交わし、「市温泉地域景観創造ビジョンアクションプランに基づく、東山及び芦ノ牧温泉の景観整備をはじめとした魅力的な温泉街づくりに向けた、長期的な取組を行っていくための財源が、現在の入湯税額では確保できない。また、両温泉街が自主的に行ったアンケート調査結果によると、納税義務者である旅館・ホテル、税を負担する入湯客の双方において、入湯税の引上げについて理解が得られていると考えることから、本陳情に賛成する。」等の意見が出され、採択されました。

用者が増え、映画やテレビなどのロケの撮影誘致にもつながると考えられ、滞在時間の延長や観光需要の平準化に向けた大きな一歩となります。今後は、アクションプランの進捗状況やその効果について予算・決算審査を通して確認し、両温泉地域を中心とした宿泊型滞在観光について調査研究を行っていきます。



東山温泉